

## 呉市建設コンサルタント等業務一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱

### 1 趣旨

この要綱は、呉市が実施する、入札前に入札に参加する者に必要な資格を審査する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係建設コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の一般競争入札（事前審査方式）（以下「一般競争入札」という。）の事務に関し、必要な事項について定めるものとする。

### 2 対象業務

一般競争入札の対象となる建設コンサルタント等業務（以下「対象業務」という。）は、呉市建設コンサルタント等業務一般競争入札（事後審査方式）事務処理要綱（平成23年4月1日実施）第2項ただし書に規定する業務とする。

### 3 入札に参加する者に必要な資格

対象業務の入札に参加しようとする者に必要な資格の要件（以下「資格要件」という。）として、次の事項を定めるものとする。ただし、特に理由があると認めるときは、次の事項を定めないこととすることができる。

ア 対象業務の業種について、公告日において呉市工事請負業者選定に関する規程（昭和39年呉市訓令第8号。以下「規程」という。）に基づく資格の認定を受けていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

ウ 対象業務の内容に応じ、別に定める業務実績を有すること。ただし、業務の内容によっては、入札に参加する者に必要な資格として業務実績を定めないことができる。

エ 対象業務に必要な技術者の資格を有する者を配置できること。ただし、業務の内容によっては、入札に参加する者に必要な資格として技術者の資格を定めないことができる。

オ 対象業務の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。

カ 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

キ その他必要と認める事項

#### 4 資格要件の決定等

- (1) 契約課長は、対象業務を主管する課の長と協議の上、呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号。以下「契約規則」という。）第4条に規定する公告案を作成し、呉市入札参加業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。
- (2) 当該業務の入札参加資格要件は、委員会の議を経て決定する。

#### 5 公告

市長は、第3項に定める入札に参加する者に必要な資格のほか、対象業務の概要、入札の方法及び技術資料の記載方法等について定め、契約規則第4条の規定に基づき公告するものとする。

#### 6 電子入札システムの使用

一般競争入札は、原則として、呉市電子入札実施要領（平成23年4月1日実施）に定めるところにより電子入札システムを使用して行うものとする。

#### 7 入札参加申請書等の提出

- (1) 対象業務の入札参加申請者は、公告に定める期限までに、当該公告中に記載された必要書類を市長に提出しなければならない。
- (2) 前号の必要書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

#### 8 入札参加申請時に届け出る配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定技術者は、開札日の前日時点で配置できる技術者を届け出るものとする。
- (2) 入札参加申請書の提出期限の翌日以降は、原則として配置予定技術者の変更・差替え等を認めない。また、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、入札参加申請を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。
- (3) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (4) 開札後、落札者において配置予定技術者の配置ができないことが確認された場合は、当該落札を取り消すものとする。

#### 9 入札参加資格の確認

契約課長は、入札参加申請書等の内容を確認の上、対象業務の入札に参加する者に必要な資格の適否をまとめた入札参加申請者の一覧表を作成し、委員会の議により資格の適否を確認するものとする。

## 1 0 入札参加資格確認結果の通知

- (1) 契約課長は、対象業務の入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、速やかに入札参加申請者にその者に係る確認結果を入札参加資格確認結果通知書によって通知するものとする。
- (2) 入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知するものとする。

## 1 1 業務費内訳書の提出

- (1) 対象業務の入札参加者は、当該業務に係る業務費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 入札の際に業務費内訳書の提出がない者は、入札に参加することができない。
- (3) 業務費内訳書については、所定の様式を用い、指定項目の金額を記入すること。
- (4) 入札参加者は、その提出した業務費内訳書を書換え、引換え、又は撤回することができない。
- (5) 提出された業務費内訳書が次のアからキまでのいずれかに該当する場合には、当該業務費内訳書を提出した入札参加者は資格要件を満たしていないものとみなし、その入札は無効とする。

ア 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された業務費内訳書の押印を除く。）

イ 業務名に誤り等があり、意思不明瞭な場合

ウ 業務費内訳書の指定の項目に記載がない場合

エ 呉市契約課ホームページに掲載された所定の業務費内訳書を使用していない場合（同等の項目が漏れなく記載されていれば同一とみなす。）

オ 対象業務の設計図書に表記された設計図書整理番号を記載していない場合

カ 入札価格と入札時に提出された業務費内訳書に記載している業務費総額が相違している場合

キ 電子入札システムを使用して業務費内訳書を提出する場合において、ファイルの破損によりその内容が確認し難い場合

- (6) 業務費内訳書及び関係書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された業務費内訳書は、必要に応じ、公正取引委員会及び警察に提出する。
- (8) 提出された業務費内訳書については返却しないものとする。

## 1 2 失格・無効入札

市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加者の入札を失格・無効とする。この場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格を満たさなくなった場合
- (2) 第7項の規定により提出のあった書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになっ

た場合

(3) その他対象業務等に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合

### 1.3 入札結果等の公表

入札結果等の公表については、契約課における閲覧及び呉市契約課ホームページへの掲載により行う。

### 1.4 設計図書等の閲覧又は貸与

(1) 対象業務の設計図書等は、公告に定める期間、呉市契約課ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 前号にかかわらず、公告において設計図書等のCD-Rを貸与する旨記載のある対象業務については、呉市契約課において貸与する。

### 1.5 帳票の様式

この要綱の実施に関し必要な帳票の様式については、別に定める。

### 1.6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年12月16日から実施し、実施日以降に入札公告を行う入札案件について適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和8年1月5日から実施する。